

## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 141号 2010.9.6 発行 社会政策研究所

=====

日経ビジネスに4月から連載が続いた就労支援関連の最終記事として「誰もが参加しやすい会議のあり方」を紹介します。「アクセシブルミーティング」と名付けた新しい規格(JIS S0042)が制定されました。これと、知的障害者の裁判での苦悩やアートのニュースなどをお届けします。【kobi】

「当事者参加」ができる仕組みを作ろう 財団法人共用品推進機構専務理事 星川安之氏  
日経ビジネス 2010年9月6日(月)

4月から5カ月間にわたって、障害のある人たちの雇用や能力活用を推進する取り組みを追ってきた。ビジネス現場の最前線では、大企業から中小・ベンチャー企業、社会福祉法人まで、業種業態も、規模も、地域も異なる様々な事業主体がそれぞれ独自の手法・スキームによって、障害者パワーの活用に挑んでいる。

本連載で紹介してきた先進的な事例は、障害者雇用は必ずしも企業に課せられた「義務」や「社会コスト」なのではなく、やり方次第では組織に活力を与え、新たな価値を生み出す有力な「経営資源」になり得ることを示している。ただ、それには乗り越えなければならない、いくつもの高いハードルがあるのも事実だ。

そこで連載の締め括りとして、企業が障害者のチカラを活用するために何が必要か、障害者の雇用・活用問題に詳しい専門家にインタビューを行い、それぞれの立場からの「私の提言」として紹介していく。第1回は、障害者・高齢者にも使いやすいアクセシブルデザイン(共用品・共用サービス)の普及に取り組んでいる財団法人共用品推進機構の星川安之専務理事。国連が採択した「障害者権利条約」の批准をにらみ、企業経営にも「障害のある当事者参加の仕組み作りを進めることが求められている」と指摘する。

3月、日本工業規格(JIS)の「高齢者・障害者配慮設計指針」シリーズの中に、「アクセシブルミーティング」と名付けた新しい規格(JIS S0042)が制定された。この規格は、障害のある人や高齢者が参加する会議を安全かつ円滑に運営するための配慮事項について規定したもので、支援者(介助者、通訳者など)の準備、「情報保障」のための支援機器の利用方法を含めて、様々な障害特性に対応した配慮のポイントが俯瞰的に提示されている。いわば、「誰もが参加しやすい会議のあり方」について定めたガイドラインといった性格を持つ規格となっている。

日本工業標準調査会(JISC)から委嘱されて、この規格を取りまとめた原案作成団体が財団法人共用品推進機構(東京都千代田区)だ。専務理事である星川安之氏に、まずは「アクセシブルミーティング」の内容や目的、企業活動における活用方法を聞き、今後の企業経営に求められる障害者活用の基本的な視点について語ってもらった。

高嶋 健夫(以下、 ) まず、アクセシブルミーティング規格とはどんなものか、その

概要を説明してください。

**星川 安之（以下、星川）** 健常者と障害のある人、高齢者が一緒に参加する会議を開く場合、両者が対等な立場で自由活発に議論し合うためには、どうしても何らかの配慮が必要になります。

星川 安之（ほしかわ・やすゆき）氏

1957年生まれ。80年自由学園卒業後、トミー（現タカラトミー）に入社。HT（ハンディキャプトイ）研究室、日本玩具協会「小さな凸」実行委員会出向などを経て、91年4月、障害者にも高齢者にも使いやすい共用品・共用サービスの開発促進を目指す市民グループ「E&Cプロジェクト」を立ち上げ、事務局長に就任。99年4月同プロジェクトを発展解消して設立した共用品推進機構の専務理事・事務局長に就任、現在に至る。日本工業標準調査会（JISC）消費者政策特別委員会委員、国際標準化機構（ISO）TC159WG2 国内委員会委員など、公職多数。主な著書に『共用品白書』（共編著、ぎょうせい）『ISO/IECガイド71「徹底活用法」』（同、日本経済新聞社）『より多くの人を使いやすいアクセシブルデザイン入門』（同、日本規格協会）などがある。（写真は、事務局内の共用品展示室で、自ら開発した共遊玩具を手にする星川安之専務理事。画像提供：共用品推進機構）



ごく分かりやすい例を挙げれば、車いすの使用者が参加する会議の会場がビルの上階にあるのに、エレベーターが設置されておらず、階段しかないとすれば、そもそも会議室にたどり着くことさえできませんよね。同じように、墨字（一般の活字）で印刷された会議資料しか用意していないと、視覚障害者は読むことができませんし、会議中は手話通訳や要約筆記などで参加者の発言を通訳しなければ、聴覚障害者は何を話しているのかよく分からないといった事態になりかねません。これでは、せっかくの会議を開く意味がなくなってしまいます。

### 事前に障害特性を把握しておく

そうした困った事態を招かないようにするためには、会議主催者があらかじめ会議に参加する人たちの障害特性をきちんと把握し、参加者本人の意思や希望を尊重したうえで必要な配慮を準備しておくことが必要になります。この「アクセシブルミーティング」のJISは、そうした配慮事項を体系的にまとめたもので、障害のある人や高齢者が参加しやすい会議にするためのガイドラインとして利用できる規格になっています。

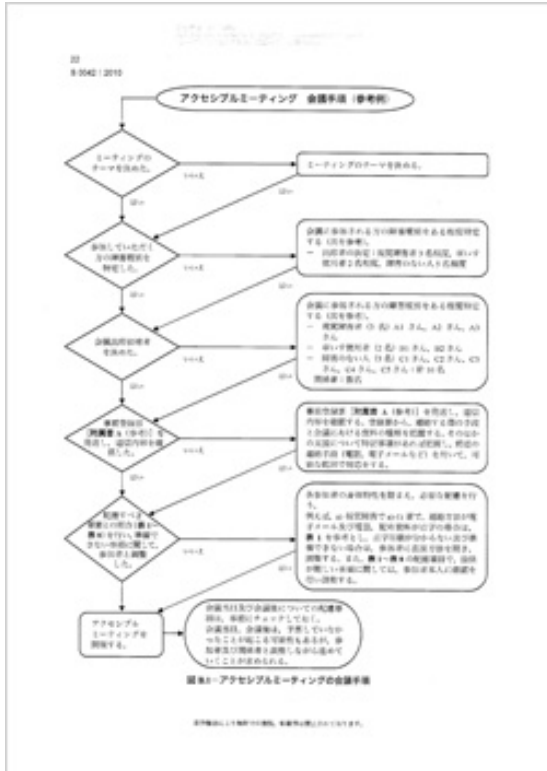
「アクセシブルミーティング」のJISに示された「会議開催に当たり、配慮すべき要素の全体像」のマトリクス表（日本規格協会の許諾を得て「高齢者・障害者配慮設計指針 - アクセシブルミーティング（JIS S0042-2010）」より転載）

具体的には、どんな内容が記載されているのでしょうか？

星川 この規格では、配慮を検討すべき対象者を障害種別に明記し、その特性や基本的な配慮事項をまとめていま

す。具体的には、視覚障害（盲、弱視、色覚障害）、聴覚障害（ろう、難聴）、盲ろう（全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴）、触覚障害、味覚・嗅覚障害、平衡機能障害、上肢障害、下肢障害（車いす使用、杖使用）、発声障害、知的障害、記憶障害、言語・読み書き障害、アレルギーの13の障害です。

これに対して、どの段階でどんな配慮が必要かについては、「会議の前」「会議当日」「会議の後」の3つのステージに分けて、配慮すべき要素を示しています。会議の案内状の送付方法に始まって、会場へのアクセス確保や誘導の方法、会議で配布する資料の作り方、会議中の情報保障、さらにはアンケート回収など会議後のフォローまで、それぞれの障害特性に応じて「配慮が必要かどうか」を一目で判断できるようにマトリクス形式で表示しています。



併せて、配慮が必要な場合はどのようなことをすればよいか、点字プリンター、読み上げソフト、補聴支援システム、パソコン字幕通訳システム、触知案内図といった様々な支援機器の種類と使用方法についても、一覧表で具体的に例示しています。

こうした規格は世界的にも前例がないのでは・・・。

星川 規格化されているわけではありませんが、ノルウェーには誰もが参加できる会議のガイドラインがあり、この規格ではノルウェーの考え方も参照しています。近い将来、このJISを、ほかの「障害者・高齢者配慮JIS」と共に国際標準化機構（ISO）を通じて国際規格にしていきたいと考えています。

「アクセシブルミーティング」の会議手順（参考例）（日本規格協会の許諾を得て「高齢者・障害者配慮設計指針 - アクセシブルミーティング（JIS S0042-2010）」より転載）

ただ、これを完璧に実行するとすると、範囲も広く、大変な作業になることが予想され

ます。星川 実際には、これら特性の異なる障害者がもれなく参加する会議というのはそう多くはないだろうと思います。ですから、会議のテーマや目的、開催日時や場所などに応じて、どんな人が参加するのか、手順を追って確認しながら必要な準備をしていけばよいでしょう。いきなり完璧を期そうとしても、それは無理な話。大事なものは、できることから一歩ずつ着実に進めていくことです。

かみ砕いて説明する配慮が必要

企業が「アクセシブルミーティング」の規格を活用する場面としては、どのような場面が想定できますか？

星川 すぐに思い浮かぶのは、障害のある消費者や高齢の消費者も参加する株主総会、顧客向けの講演会やセミナーなどでしょうね。さらには、新製品展示会などの販促イベントを開催する際にも、応用できます。この規格を利用して準備を行えば、障害のある消費者にも楽しんでもらえるホスピタリティー溢れる「バリアフリーサービス」を展開することもできるはずですよ。

もちろん、障害のある社員が出席する社内の会議、障害者や高齢者を対象にした商品開発のためのモニタリング調査やグループインタビューを行う際にも役に立つことは言うま

でもありません。

**特定の社員が出席する社内会議ではどのような配慮が必要か、基本的な留意点を改めて教えてください。**

星川 例えば、視覚障害のある社員に対しては、事前にメールで会議資料を送っておけば、読み上げソフトを使って内容を把握しておけますし、必要ならば点字プリンターで出力し、会議に持参することも可能になります。



聴覚障害のある社員が参加する会議では、外部の手話通訳者を呼ぶのは予算的に難しいかもしれませんが、ほかにもできることはいくつでもあります。読話ができる人であれば、その社員に向かって大きく口を開けてゆっくり話したり、筆談ボードを用意して重要事項は必ず文字に書いて確認したりすることが、実際にはとても大切です。

**共用品推進機構の会議には、様々な障害のある当事者が参加している（画像提供：共用品推進機構）**

話し方にも配慮が必要でしょう。聴覚障害や知的障害のある人の中には、難しいビジネス用語が理解しにくい人も多い。ですから、なるべく分かりやすい平易な言葉を使って、かみ砕いて説明する努力が求められます。他方、視覚障害者に対しては「こそあど言葉」は厳禁。「これ」「あれ」「それ」では、視覚障害者には何のことか分かりません。例えば、会議室のスクリーンに映し出したプレゼンテーション資料のグラフについて説明する場合なら、「これを見ると」ではなく、「今映している過去 5 年間の販売実績の推移を見ると」というように、具体的に説明したいものです。

要は、会議に参加した社員全員が情報共有できるように、きちんとした仕組みを設計し、障害のある社員にも目配せをして、気配り、心配りのある会議の運営を心掛けること。それが一番重要なポイントです。

**障害者雇用がなかなか進まない、せっかく採用してもすぐに辞めていく。そんな話をよく聞きますが、その主たる原因も、社員間の情報共有がうまくできないことにありそうです。**

星川 うまくいっている会社は間違いなく情報共有する仕組みが整っているように思いますね。障害者雇用の問題ばかりでなく、社会全体で、障害者と健常者のコミュニケーションがまだまだ不足しています。大げさに言えば、両者の間に共通言語がないんですね。

企業側は障害者と相対する時には最初から身構えていて、障害のある人が一言何か発言すると、もうそれだけで腰が引けてしまう。障害者の側にも問題があって、企業に一方的に注文を付けたり、要望を言い放しにしたり、相手の立場への配慮が欠けることが少なくありません。お互いに相手に接する機会が少ないから、相手のことが分からない。問題の本質は、こうした点にあるのではないのでしょうか。

### 「当事者参加」からヒットが生まれる

ところで、そもそも「アクセシブルな会議のあり方」というユニークな規格を作ることになったのは、どのような経緯があったからなのでしょう？

星川 大きな社会的背景として挙げられるのが、国連が 2006 年 12 月に採択し、2008 年 5 月に批准国が 20 カ国に達して正式に発効した「障害者権利条約」です。我が国でも既に政府による署名は終えており、現在は内閣府による「障がい者制度改革推進会議」が中心となって、関連する国内法の改正など批准に向けた最終的な準備を進めている段階です。

障害者権利条約は、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約ですが、基本理念として根底を貫いているのが「当事者参加」という考え方です。教育、就労、医

療、交通アクセスをはじめとするすべての社会活動で差別を禁止するだけでなく、政府や自治体、さらには企業などの社会を構成する全セクターに「障害のある当事者の参加」を実現することを求めています。

ですから、「アクセシブルミーティング」の役割を分かりやすく表現すれば、障害のある当事者の参加を実現するための大前提となる仕組み、と位置付けることができるかもしれません。

**「障害のある当事者の参加」を推進することによって、企業経営にはどのような影響が出てくるのでしょうか？**

星川 コンプライアンス（法令遵守）や CSR（企業の社会的責任）といった面では、今まで以上に企業姿勢が厳しく問われることになっていくでしょう。その一方で、商品開発戦略に「当事者参加」の仕組みをうまく取り込むことができれば、新たなビジネスチャンスを獲得することにつながるはずです。

共用品推進機構は前身である E&C プロジェクト時代から一貫して、障害者や高齢者が日常生活で感じる「不便さ」に着目して、そうした不便さを解決する製品・サービスの開発促進と普及に取り組んできました。それがつまり、共用品・共用サービスです。

「不便さ」を知るには、障害者や高齢者の生の声を直接聞かなければなりません。このことは、商品開発における障害のある当事者の参加と見ても差し支えありません。

**現実には、当事者の生の声を商品開発に反映させることで、超高齢社会のニーズに応える様々なヒット商品が生まれています。**

星川 例えば、現在では共用品の優等生と言われている電気洗濯機も、1993年に私たちが最初に実施した「視覚障害者が日常生活で感じる不便さ調査」では、「機能が増えた分、前より使いづらくなった」という声が圧倒的に多いワーストワンの商品でした（笑）。

しかしその後、操作ボタンの大きさや形を間違えずに押せるように改良したり、文字の色やサイズを識別しやすいように変更したり、点字を表示したり、さらには車いすの人や背の低い人でも取り出しやすいように「ななめドラム」の製品を開発したりといった具合に、家電メーカー各社が競い合いながら、消費者の声を聞き、ニーズに応える改良を加えていった結果、障害のある消費者の評価も 180 度変わることになりました。

その半面、「誰でも使えるユニバーサルデザイン製品」などと謳いながら、実際には使い物にならない商品も数多く作られてきました。失敗に終わった製品のほとんどは、ユーザーである障害者や高齢者の評価を受けていない。きちんと検証することなく、若くて元気な現役世代の開発者の思い込みや当て推量で開発した製品は、必ずといっていいほど失敗しています。アクセシブルデザイン分野でヒット商品を創り出せるかどうかは、ひとえに「障害のあるユーザーの当事者参加がカギを握っている」と言い換えてもいいと思います。

## 障害者の活躍の場は広がる

**「加齢による身体機能の低下」に直面する高齢者や障害のある人たちの声を聞き、商品開発の現場に取り込むことは、超高齢社会のものづくりに欠かせない戦略的視点と言えますね。**

星川 企業の中にも、「もっと障害者の声を聞きたい」というニーズは根強くあります。障害のある消費者、高齢の消費者と企業をつなぐアドバイザー的な役割を担えるような人材がこれからはいっそう求められますし、そうした専門的な知見やスキルを持つ障害者には活躍の舞台はどんどん広がっていくでしょう。

例えば、企業の商品開発を支援する「障害者だけの経営コンサルティング会社」が誕生してもいい時期かもしれません。ただ、その場合は、健常者のことも分かるように、「従業員の一定割合以上は健常者を雇用しなければならない」といった“逆 1.8%条項”を設けるとか（笑）。冗談ではなく、そんな時代が来れば素晴らしいと考えています。

## 知的障害者 裁く難しさ

朝日新聞 2010年09月06日 佐賀

2009年に刑務所に入った受刑者約2万8千人のうち、23%にあたる6520人は知能指数が知的障害相当だった。7月末に法務省がまとめた矯正統計年報で分かった。県内でも、罪を犯したとされる知的障害者の法廷が続いている。しかし、弁護士も含めて被告と法律家との意思疎通がうまくいかない例が少なくない。(波多野陽)

8月上旬の佐賀地裁。知的障害がある被告の男性(58)に、若宮利信裁判長が「今日は我慢してね」と話しかけた。昨年の衆院選で候補者のポスターを破いたとして、公選法違反(選挙の自由妨害)の罪に問われている。

男性は、じっとしているのが苦手な様子。開廷後まもなく、「きつカー」と廷内を歩き回り始めた。弁護人の名和田陽子弁護士が「私は誰ですか」と聞くと、「裁判官」と答えた。裁判長は、審理継続は無理だとして閉廷。弁護側は男性に訴訟能力がないとして公判中止と精神鑑定を求めたが、裁判長はその後の公判の期日を入れた。

親族によると、男性は9年前に障害者向けの福祉サービスを受けるための療育手帳を得た。今回の事件で逮捕され、保釈された直後にバイパス道路の真ん中を歩いていたのを通報され、措置入院している。

公選法違反罪は、犯人が選挙を理解していることが成立要件。検察側は「ポスターを破ると、候補者の選挙を妨害することになることは分かっていた」という趣旨の男性の調書を作った。

だが、名和田弁護士は取材に「会話も成り立たない法廷の姿を見れば、こんなに『きれいな』調書は取れないと分かるはず。彼は裁判も理解できておらず、公判を中止すべきだ」と話している。

■

5月にあった県内4番目の裁判員裁判の被告の女性(34)も知的障害者だった。常連の飲食店への放火未遂罪で起訴され、責任能力が争われた。女性は法廷での質問に無言だったり、「はい」などの短い言葉で答えたりした。終始おとなしく座っていて、一見して障害があるとは分からない。

弁護人の杉山林太郎弁護士が「障害者かも」と気付いたのは、2回目の接見でだった。話がかみ合わなかったからだ。しかし女性の母親によると、10代のころに養護学校への入学を本人が拒否して以来、福祉の支援は受けていなかったという。

検察側は女性の責任能力を疑わず、起訴前鑑定をしなかった。だが、弁護側の求めで裁判所が医師に鑑定を囑託。医師は女性と数十回面接し、刑事責任が限定される「心神耗弱状態だった」と法廷で述べた。

判決は心神耗弱の指摘こそ退けたが、医師が引き出した「(放火ではなく、その前に店にかけた)いたずら電話をとがめられると思って現場から逃げた」という女性の供述を、罪の軽重の感覚の衰えを示す材料として採用した。捜査官も、弁護側も、予想しなかった障害の特質だった。女性は懲役3年保護観察付き執行猶予4年の判決を受け、控訴した。再び責任能力が争われる可能性が高い。

杉山弁護士は「私が気付かなければ、鑑定の機会を失っていたかもしれない。弁護士は、拘置中の被告とアクリル板越しにしか話せない。取調室で直に接する捜査機関こそ、障害に配慮した態勢を築くべきだ」との見方だ。

■

一方で、被害者が知的障害者の場合はどうか。保護者など、意思疎通を助ける人が取り調べに同席することもある。容疑者についても制度上は可能だが、例は皆無に近いという。その理由について、佐賀地検の馬場浩一次席検事は「逮捕された被疑者に不当な影響を与えるなどの恐れがあるからだろう」と話している。

### ●取材後記

外国人の被告には通訳がつく。目や耳が不自由な被告には手話などが活用されている。

それに比べて、知的障害者の被告を取り巻く環境は整備が遅れていると感じた。被告の権利保障や、裁判の役目の一つである真実究明のために改善する必要がある。どうするべきかを社会で議論するには、法廷の現状を多くの人が必要だろう。

## 広がる 発表の場

### 障害者のアート作品 専用ギャラリー開設

東京新聞 2010年9月6日 神奈川  
新設のフェローアートギャラリーに並ぶ絵画作品=青葉区で  
障害のある芸術家の作品を多くの人に楽しんでもらおうと、展示会場「フェローアートギャラリー」が、横浜市青葉区の複合施設「アートフォーラムあざみ野」内に開設された。今後、季節ごとに企画展が開かれる。



同施設内にある展示会場「横浜市民ギャラリーあざみ野」は、二つの展示室とアトリエを備え、市民団体の活動発表の場として親しまれてきた。

これまで障害のある芸術家の作品も定期的に展示。「お客からもっと見たいという要望があった」(担当者)と好評だったことから、八月十七日から専用スペースを設けた。

展示場は一階ロビーと二階ラウンジの一角で、名前の「フェロー」は英語で「仲間」を意味する。

オープン最初の展示では、芸術制作を通じて自立支援を目指す社会福祉施設「スタジオクーカ」(平塚市)の登録者が、絵画十六枚と造形一点を出品。額装も手作りした。今月十五日まで。

毎月第四月曜日休館。入場無料。問い合わせは、市民ギャラリーあざみ野=電045(910)5656=へ。(志村彰太)

### 障害者の作品、滋賀の美術館に 独自の世界示す32点を展示

共同通信 2010年9月6日

滋賀県近江八幡市の美術館「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」が、障害のある作家ら7人の作品を全国から集めた企画展を10日から開く。

自閉症の作家が書いた物語を基に創作したアニメーションや、社会福祉施設に通う女性(44)が制作した魚のうろこのように丸めた粘土を敷き詰めたオブジェなど、独自の世界を表現した32点を展示する。

同美術館は、芸術として評価されてこなかった障害者の作品に光を当てようと滋賀県社会福祉事業団が2004年に設立。プロの芸術家の作品と一緒に陳列している。

北岡堅剛同事業団理事長によると、展示作品は正規の美術教育を受けていないという意味で「アウトサイダー・アート」と呼ばれ、意外性にあふれた不思議な印象のものが多いという。

北岡さんは「障害の有無は関係なく、面白さが作品の共通点。ぜひ来館して楽しんでほしい」と話している。

たまには太陽の子・手をつなぐ、たまにはつなぐちゃんベクトル、たまにブログたまにはチェック



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行